

○財務省告示第八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量（経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。以下同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別  
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○トン
																四一、四八二トン 一、三五〇トン 一九トン 七九トン

一六	一〇、八五一トン
一七	一〇四、五〇一トン
一八	一三、八五〇トン
一九	一、一七二トン
二〇	七三五トン
二一	三一、二三〇トン
二二	二三六トン
二三	六、一七四トン
二四	一一二トン
二五	〇トン
二六	四、一〇二トン
二七	一一、六八三トン
二八	七・〇トン
二九	二四六トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初

日から同月二十八日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名											輸入数量
一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇トン
四、三〇〇トン	四、九六二トン	二七、九六六トン	四・七トン	〇・八トン	三三一・二トン	一一、二〇九トン	一一・二トン	〇トン			

二六	一五	一四	一三	一三	二	一〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二
八〇四トン	〇トン	一〇六トン	一一、一七〇トン	二一五トン	三一、二二〇トン	一三三・二トン	五五一トン	一〇四、二九九トン	一三、八五〇トン	一、五〇六・一トン	四二七トン	四九一、七八四トン	二三一、九三三トン	三、一五三、五四一トン	四〇、六〇四トン

二九	二八	二七
二四三トン	七・〇トン	五六三トン